

ほのぼのの教室

～住宅改修・福祉用具について～

平成23年7月23日

横浜新緑総合病院

リハビリテーション科 理学療法士 岡村

住宅改修とは？



ご自宅に退院後、ご本人・ご家族が安全に安心して生活が送れるように**必要に応じて**生活環境を整えることです。



家屋調査とは？



入院中にリハビリスタッフがご自宅に伺い、家屋の環境とご本人様の生活動作を確認させて頂いております。

必要に応じて、**ご本人の身体能力に合わせた**福祉用具・手すり等の改修の有無について、検討・提案させて頂いております。





入院中の流れ(例)

入院

家屋
調査

改修
調整

外泊
など

退院

家屋調査は入院後、患者様の能力に応じて適切な時期に、**リハビリの担当スタッフ**が伺います。
必要に応じて、ご本人にも同行していただきます。

■住宅改修費の支給対象工事■

～介護保険における住宅改修～

- ・ 対象となる工事は次のものに限られます。

【利用限度額】 **20万円**まで(9割分が支給されます。)

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

すぐにできる

- 整理整頓（不要なものを片づける）
- 蛍光灯の明るさを調節する（補助等の設置など）
- わかりやすい色合いにする
- 滑らないように留める、固定する、貼る
- 家具等の配置・位置替え など



工夫すればできる

- 福祉用具の導入
- 小規模な段差解消（踏み台を置く、楔）
- 手すりの設置
- 必要なものをひとつにまとめる など



大規模な改修

- 床の張り替え、壁材の変更
- 大規模な段差解消（段差解消機など）
- 照明の増設
- 水回りの改修、改造

